

令和5年4月14日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等部 企画課

企画課長 堀口 剛

課長補佐 大津 洋子

(代表電話) 048(600)6210

報道関係者各位

## 「令和5年度労働行政運営方針」の策定について

埼玉労働局（局長 久知良俊二）は「令和5年度労働行政運営方針」を策定しました。

埼玉労働局は、少子高齢化・生産年齢人口の減少という構造的な課題がある中で、国民一人ひとりが豊かで生き生きと暮らせる社会を作るためには、人への投資を強化する必要があることから、令和5年度に下記の項目について重点的に取り組みます。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等
- 2 個人の主体的なキャリア形成の促進
- 3 安心して挑戦できる労働市場の創造
- 4 多様な人材の活躍促進
- 5 多様な選択を力強く支える環境整備

また、労働行政運営方針の内容を国民の皆様に広く理解していただくため、「令和5年度埼玉労働局労働行政のあらまし」を作成し、あらゆる機会に周知していきます。

なお、この労働行政のあらましは、埼玉労働局ホームページに掲載しています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou.html)